

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税、狩猟税等に関する規定の改正を行った。

1 個人の県民税

(一) 令和六年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から、一万円（控除対象配偶者又は扶養親族（地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき、一万円を加算した金額）のうち、個人の県民税の占める割合に相当する額を控除する措置を講じた。

(二) 令和七年度分の個人の県民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から、一万円のうち、個人の県民税の占める割合に相当する額を控除する措置を講じた。

2 不動産取得税

(一) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長した。

(二) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長した。

(三) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四パーセント）を三パーセントとする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長した。

(四) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長した。

3 軽油引取税

船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りなどに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長した。

4 狩猟税

(一) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長した。

(二) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長した。

(三) 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長した。

5 地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日